

市長意見の提出状況

((仮称) 千葉県銚子市沖における洋上風力発電事業に係る環境影響評価方法書)

- 1 環境影響を受ける範囲であると認められる地域
銚子市、旭市
- 2 市町長意見について
意見有り (別添参照)

銚企第38号

令和4年6月15日

千葉県知事 熊谷俊人 様

銚子市長 越川 信



(仮称) 千葉県銚子市沖における洋上風力発電事業に係る環境影響評価
方法書に対する意見について (回答)

令和4年5月9日付け環第142号で照会のあったこのことについて、別紙のとおり回答
します。

担当

銚子市企画課

洋上風力推進室 洋上風力推進班

TEL : 0479 (24) 8912

FAX : 0479 (25) 4044

E-mail : yojo@city.choshi.lg.jp



(仮称) 千葉県銚子市沖における洋上風力発電事業に係る環境影響評価
方法書に対する意見について

1. 地元内水面漁業者から市に対して、対象事業実施区域は、利根川での内水面漁業の重要魚種である「シラスウナギ」の通過海域であり、発電事業がシラスウナギ漁に影響を与える可能性について懸念する、との意見が寄せられています。

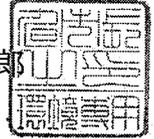
つきましては、内水面漁業者の不安を取り除くとともに、事業の更なる理解のため、工事前から長期間にわたりシラスウナギ漁への影響調査を、環境影響評価又は他の調査で実施していただき、その結果を関係漁業者へ丁寧に情報提供されるよう要望します。

2. 「千葉県銚子市沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域公募占用指針」に記載があるように、洋上風力発電設備等の建設に当たり、「環境影響評価」の中で国指定名勝及び天然記念物である屏風ヶ浦の地形及び地質、景観が有する文化的・環境的・地球科学的な価値への影響を予測や評価を行うことができる客観的根拠に基づいた専門的な調査等を実施し、評価結果を報告書に記載することで、広く周知されるよう要望します。

旭環第112号
令和4年6月8日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

旭市長 米本 弥一 郎



(仮称)千葉県銚子市沖における洋上風力発電事業に係る環境影響評価方法書
に対する意見の提出について

令和4年5月9日付け環第142号で通知のあった標記の件について、環境
影響評価法第10条第3項の規定により、下記のとおり環境保全の見地から意
見を述べます。

記

1 騒音及び超低周波音について

・方法書以降の手続きにおいて、騒音及び超低周波音の影響については影響予
測を十分に行い、環境保全に努めること。騒音及び超低周波音の発生に留意し、
苦情が発生した際には真摯に対応すること。

2 動物（空域を飛翔する動物及び海域に生息する動物）について

・鳥類、魚類、海棲哺乳類等の状況を十分に把握し環境保全に努めること。

3 景観について

・風車の配置等を考慮し、眺望景観への影響の低減に努めること。

4 人と自然との触れ合いの活動の場について

・市民の生活環境の保全に十分努めること。

5 全体として

・近隣の住民や、当海域で業を営んでいる漁業者等に対する超低周波音及び船
舶への電波障害等の影響予測を十分に行い、良好な住環境を保持すること。

【お問合せ先】

担当：旭市環境課

環境政策班

連絡：0479-62-5328

e-mail：kankyoseisaku@city.asahi.lg.jp

